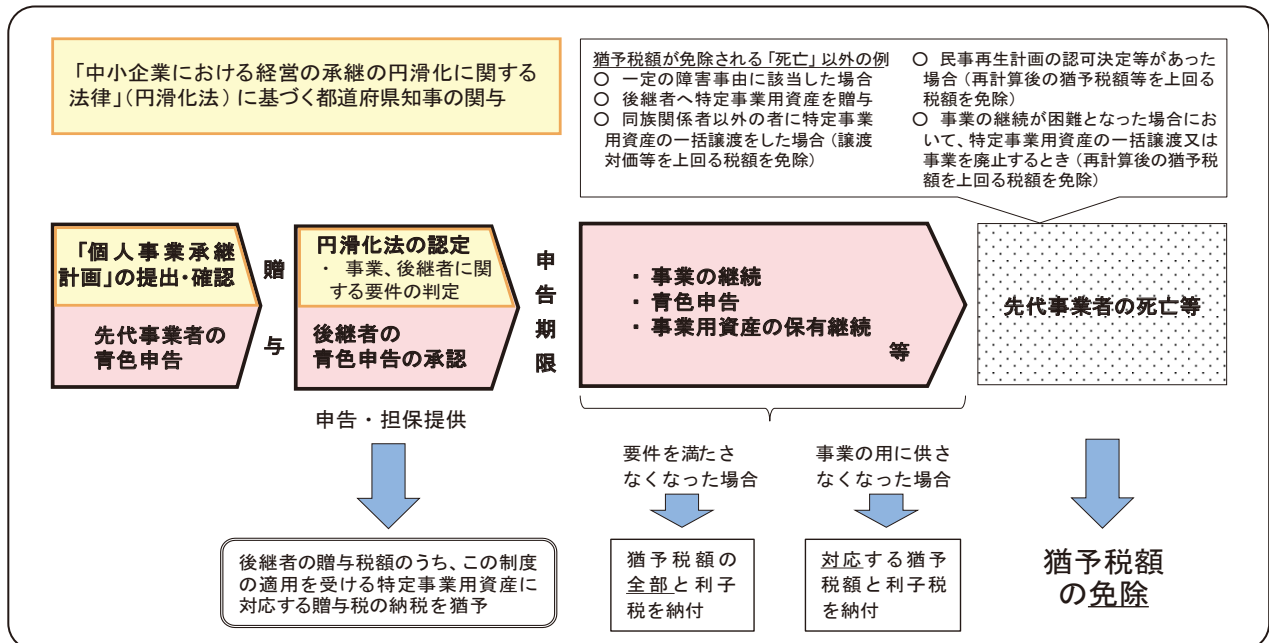


9 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等

この特例の概要は、次の図のとおりです。なお、この特例については、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの10年間の特例とされています。



1 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

○ 特例の概要

円滑化法の認定^(注1)を都道府県知事から受ける後継者である受贈者(以下「特例事業受贈者」といいます。)が、青色申告(租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた贈与者からその事業に係る一定の資産(特定事業用資産)の全てを贈与により取得(①平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の取得で最初のこの特例の適用に係る贈与による取得及び②その期間内の取得で①の取得の日^(注2)から1年を経過する日までの間の贈与による取得に限ります。)をし、その事業を営んでいく場合には、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、一定の税額の納税が猶予され、特例事業受贈者が死亡した場合等^(注3)には、その全部又は一部が免除されます。

ただし、免除されるまでに、この特例の適用を受けた事業用資産を特例事業受贈者の事業の用に供さなくなった場合など一定の場合には、その猶予された税額の全部又は一部について納税の猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません。

なお、この特例の適用を受けるためには、**贈与税の申告書に一定の書類を添付して期限内に提出するとともに猶予される税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。**

この制度の適用要件など、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。

【個人の事業用資産の納税猶予及び免除の特例】

- 個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし
- (令和3年分用)「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用要件及び提出書類チェックシート
- 贈与税の申告のしかた
- ・ 特例のあらまし等(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等)

(注) 1 都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。また、円滑化法の認定を受けるに当たっては、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第3号に規定する個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、円滑化省令第17条第1項第3号に該当することについての同条第1項の都道府県知事の確認を受ける必要があります。

円滑化法の認定に係る申請書の提出に関する窓口は特例事業受贈者の主たる事務所が所在する都道府県です。また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については贈与者の主たる事務所が所在する都道府県になります。担当課については、パンフレット「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし」などでご確認ください。

2 特例事業受贈者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、「①の取得の日」は、その適用に係る相続又は遺贈による取得の日となります。

3 贈与者が死亡した場合、この特例の適用を受けた特定事業用資産は、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象となります。なお、その際、一定の要件を満たす場合には、その相続税についても納税の猶予が受けられます。詳しくは、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合の相続時精算課税適用者の特例

①の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける特例事業受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。）については、その贈与を受けた時において贈与者（同日において60歳以上の人に限ります。）の「直系卑属（子や孫など）である推定相続人」又は「孫」以外の人であっても、相続時精算課税の適用を受けることができます。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合の手続については5ページを参照してください。

10 災害により被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちにその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

特定非常災害発生日^(注)の属する年（その特定非常災害発生日が1月1日から贈与税の申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。（3）において同じです。）の1月1日からその特定非常災害発生日の前日までの間に贈与を受けた財産でその特定非常災害発生日において所有していたもののうちに、次の表に掲げる特定土地等又は特定株式等がある場合には、贈与税額の計算におけるそれらの価額は、その特定非常災害発生日に係る特定非常災害の発生直後の価額とすることができます。

なお、この特例（租税特別措置法第69条の7）の適用を受ける場合は、その「取得した財産の明細」欄の「所在場所等」に「措置法第69の7第1項適用」と付記してください。

(注)1 「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいい、「特定非常災害発生日」とは、同項の特定非常災害発生日をいいます（(3)において同じです。）。

2 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用がありませんので、ご注意ください。

特定土地等	特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下「特定地域」といいます。）内にある土地又は土地の上に存する権利
特定株式等	特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）

(3) 贈与税の申告書の提出期限の特例

特定非常災害発生日の属する年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受け、上記(2)の適用を受けることができる人の贈与税の申告書の提出期限が特定日（特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生日の翌日から10か月を経過する日とのいずれか遅い日をいいます。）の前日以前である場合には、その贈与税の申告書の提出期限は、その特定日となります。

(注) 「特定非常災害」以外の災害の場合は、この特例の適用はありませんが、次の(4)の期限延長の適用を受けることができます。

(4) 個別指定による期限延長

災害その他やむを得ない理由によって、申告書の提出期限までに申告・納付ができないときは、受贈者の住所地の所轄税務署長に申請することにより、その理由がやんだ日から2か月以内に限り、申告・納付の期限が延長されます。

○ 「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用に係る災害に関する税制上の措置については、それぞれの特例の概要を参照してください。

【その他特例の概要等】

- 贈与税については、これらの特例のほか、次の特例があります。次の特例の概要等について、詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されている下記の資料をご覧ください。
- ・医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例
 - ・医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例
 - ・医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例
 - ・相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置